

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置

7-56 の 3-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 3-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）

7-56 の 3-2 性能要件

7-56 の 3-2-1 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係）

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

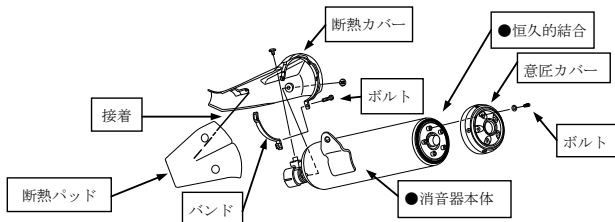
(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的の方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、(1) ⑤の規定に適合しないものとする。

- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
- ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

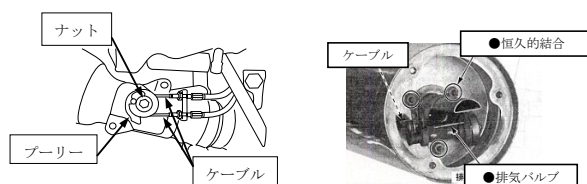
【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例 1】



【例 2】



7-56 の 3-2-2 書面等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するも

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

（改造等による変更のない使用過程車）

8-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置

8-56 の 3-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56 の 3-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）

8-56 の 3-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係）

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
のでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係) ① 自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。) は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85 dBを超える騒音を発しない構造であること。 この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 (2) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(3) から (6) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係) (3) 使用の過程にある自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。) この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。 イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示 ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示 エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示 (ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関 オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)) (カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定) カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定) (イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定) (ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定) (エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式) (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。) (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$ イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあつては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) COC ペーパー (イ) WVTa ラベル (ウ) UN R9、UN R41、UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 (4) 側車付二輪自動車(使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。)又は三輪自動車に備える消音器 ① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標 この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うも	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
のとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。 イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示 ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示 エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示 (ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関 オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定) (エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)) (カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定) カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示 (ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定) (イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定) (ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定) (エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定し	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
た加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(4) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(ア) COC ペーパー (イ) WVTa ラベル (ウ) UN R9、UN R41、UN R51、168/2013/EEC、70/157/EEC 又は 540/2014/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく ⑤マーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 (5) 使用の過程にある自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器 ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器 エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R41-06 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである二輪自動車(使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。) この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一で	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
あることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) COC ペーパー(騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。) (イ) UN R41、UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備え	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
られていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (ウ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく Eマーク (6) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け (7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(2)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(2)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、 (3) ②アに準じて確認するものとする。 7-56 の 3-3 欠番	8-56 の 3-3 欠番 8-56 の 3-4 欠番
7-56 の 3-4 適用関係の整理 (1) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-56 の 3-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係) (2) 次に掲げる自動車にあっては、7-56 の 3-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 31 項関係) ① 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの 7-56 の 3-5 従前規定の適用① 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係) 7-56 の 3-5-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 3-5-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56 の 3-5-2 性能要件 7-56 の 3-5-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 7-56 の 3-5-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 7-56 の 3-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 31 項関係)	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

① 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの

7-56 の 3-6-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 3-6-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56 の 3-6-2 性能要件**7-56 の 3-6-2-1 視認等による審査**

7-56 の 3-2-1 に同じ。

7-56 の 3-6-2-2 書面等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 自動車は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。

この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。

(2) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。

(3) 次に掲げる消音器は、(2) の基準に適合するものとする。

① 次のいずれかの表示がある消音器

ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標

この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。

イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示

ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示

エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示

(ア) 一般財団法人日本自動車研究所

(イ) 株式会社 JQR

(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会

(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関

オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示

(ア) UN R9（側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定）

(イ) UN R41（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）

(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）

(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。））

カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示

(ア) UN R92（二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定）

(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。））

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。

この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)

(イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。

なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されてい

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
る騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(3) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) COC ペーパー (イ) WVTa ラベル (ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 ③ (1) ①の規定に適合する自動車が現に備えている消音器 (4) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け (5) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (2) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(2) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(3) ②アに準じて確認するものとする。	